

## 北海道文化振興指針 改定版（素案）について

### 1 改正の基本的な考え方

現行指針の基本的な内容を継続しつつ、文化振興をめぐる社会経済情勢の変化や関係法令の改正、国の次期文化芸術推進基本計画を踏まえ、必要な改正を行う。

### 2 改定版の概要

#### (1) 目標

北海道を、道民一人ひとりが心の豊かさを実感でき、多様性に満ちた活力ある地域社会とするため、地域文化を創造・発展させ、次世代に確実に継承していくとともに、文化により生み出される様々な価値を活用し、全ての人々が等しく文化の恵沢を享受することができる生活文化圏の構築を目指す。

#### (2) 位置付け

- 文化芸術基本法に基づく地方文化芸術推進基本計画
- 障害者文化芸術活動推進法に基づく地方障害者文化芸術活動推進基本計画
- 北海道総合計画を推進するための特定分野別計画
- SDG s の達成に資するもの

#### (3) 基本理念

- ・一つひとつのまちを表情豊かにする
- ・地域を結び地域と世界をつなぐ
- ・自然と共生し伸びやかな文化を育む
- ・北国らしい文化を発信する
- ・先人の培った文化を受け継ぎ次代に伝える

#### (4) 文化行政の基本的な考え方

- 次世代へ文化を「つなぐ」
- 文化を通じて地域の魅力を「たかめる」
- 文化を活用し未来を「きりひらく」

#### (5) 文化振興施策の推進

基本的な施策	主な改正内容
道民の文化活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まんがやアニメなど、本道が優位性を持つ文化の振興</li> <li>・障がいのある人の文化芸術作品の創造や発表する機会の充実</li> <li>・文化活動が制限されないよう文化団体の活動基盤を強化</li> </ul>
芸術鑑賞等広く文化に接する機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども達が文化を直接鑑賞・体験する機会の確保</li> <li>・障がいの特性に応じた利用しやすい環境の充実</li> <li>・オンラインの活用推進など、文化に接する機会の充実</li> </ul>
文化活動を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル技術を用いた表現など、創作・発表活動の推進</li> <li>・文化活動を支える専門的人材の育成・確保</li> </ul>
文化交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世代間交流を推進するため、子ども達が地域の文化活動に参加する機会の充実</li> </ul>
文化環境の整備及び充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設のバリアフリー化、合理的配慮の提供の推進</li> <li>・展示内容や案内表示の多言語化の推進</li> <li>・収蔵品のデジタルアーカイブ化、オンライン公開の推進</li> </ul>

基本的な施策	主な改正内容
歴史的文化遺産の保存及び活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の保存・継承、鑑賞機会の確保</li> <li>地域資源や観光資源としての活用推進</li> <li>縄文遺跡群の価値の継承・発展、交流と賑わいの創出</li> <li>アイヌ文化の次世代への継承、将来に向けた創造・発展</li> </ul>
文化性に配慮したまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史・文化を活かしたまちづくりの推進</li> <li>地域資源が有効に活かされ、魅力的で暮らしやすく、外からも人を呼び込み、地域が活性化するまちづくりの推進</li> </ul>

## (6) 推進体制等

項 目		主な改正内容
各主体の役割	北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令に基づく地域計画等の策定・公表</li> <li>関連施策との連携、各主体との連携・協働の促進</li> </ul>
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化芸術に関する計画の策定</li> <li>地域の文化振興、文化資源を活用した施策の実施</li> </ul>
	文化振興を目的とする法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化活動や文化団体への支援、文化事業の企画など文化振興の推進</li> <li>北海道文化財団による道内各地域での事業展開、協力体制の構築</li> </ul>
	文化団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化施設と連携し、文化の継承、発展及び創造に向けた活動の推進</li> </ul>
	民間企業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の文化活動や、文化団体・文化施設の運営に対する支援</li> </ul>
進 行 管 理	<ul style="list-style-type: none"> <li>数値目標を設定し、施策の検証・評価を実施</li> <li>社会経済情勢の変化や国の計画改定を踏まえ、必要に応じて見直し</li> </ul>	

## (7) 数値目標

項 目	現 状		目 標	
	年度	数 値	年度	数 値
文化活動の実践機会への満足度	R 3	20.3%	R 9	全国平均以上
文化会館の稼働率	R 3	71.9%	R 9	84.0%
文化会館 1 館あたりの年間入館者数	R 3	32千人	R 9	78千人
文化芸術イベントを直接鑑賞した割合	R 3	32.7%	R 9	全国平均以上
子どもが文化芸術イベントを直接鑑賞した割合	R 3	44.8%	R 9	全国平均以上
オンライン鑑賞を含む文化的環境の満足度	R 3	30.4%	R 9	全国平均以上
文化施設におけるソフト面のバリアフリー化	R 3	61.2%	R 9	75.0%
文化施設における展示等の多言語化	R 3	37.5%	R 9	50.0%
博物館等におけるデジタルアーカイブの公開資料数	R 3	19.2千件	R 9	50千件
文化財を活用した事業を実施している市町村の割合	R 元	80.5%	R 9	(※)
地域の文化的な環境に関する満足度	R 3	31.0%	R 9	全国平均以上

※現在策定中の北海道教育推進計画（2023～2027）における推進指標の目標値を記載

## 3 今後のスケジュール

- 令和 4 年 1 1 月 環境生活委員会 [改定版（素案）の報告]
- 1 2 月 パブリックコメントの実施
- 令和 5 年 1 月 文化審議会 [改定版（案）の審議]
- 2 月 環境生活委員会 [改定版（案）の報告]
- 3 月 文化振興指針の改正